

デンマークの特別のニーズを有する若者を対象とする 青年期教育制度について——デンマークの STU 法の構造 (3・完)

古 畑 淳

On the Youth Education System for the Young People with Special Needs in Denmark: Structure of Danish STU Law (3. End)

Jun FURUHATA

目次

はじめに

- I STU を形作る法令と法令所管省が示す行政指針
- II STU 法の章構成
- III STU の目的等 (STU 法の第 1 章)
 1. STU の目的
 2. STU の対象とその意図
 3. STU 法が定める教育提供についてのコムーネ議会の情報提供義務
- IV STU に関するコムーネ議会の提供 (STU 法の第 2 章)
 1. 青年期教育に対する若者の権利
 2. コムーネ議会の 3 年の STU の提供義務
 3. STU の開始時期・対象年齢・完成年限
 4. コムーネ議会による STU の対象者の決定
 5. 若者の教育ガイダンスによる「3 年の個人教育計画の構想」の提案とその作成
 6. コムーネ議会による「3 年の個人教育計画」の承認
 7. 若者の教育ガイダンスによる教育計画の調整 (以上、第 20 号)
- V STU の内容 (STU 法の第 3 章)
 1. 教育及び教育内容についての基本的な考え方
 2. STU の教育の構成要素
 3. 教育計画に記されるべき内容
 4. 教育の諸要素の多様な提供機関 (学校、諸機関等)
 5. コムーネ議会と多様な提供機関 (学校、諸機関等) との協定の締結
 6. 教育全体の授業時間数
 7. 実習の授業時間数
 8. STU への参加の中断と再開
 9. STU に要する諸費用の支払い
 10. 居住地の変更と STU への参加
 11. コムーネ議会による能力報告書の作成と発行

VI 移動等 (STU 法の第 4 章)

1. STU への参加のための移動の制度
2. 必要な教育器具の無償による提供

VII 不服申立て等 (STU 法の第 5 章)

1. 不服申立て制度について定める法令の規定
2. 不服申立ての対象となるコムーネ議会の決定
3. 不服申立てを行うことができる者等
4. 特別教育不服審査会による不服の審査

おわりに (以上、第21号)

【資料編】(本号に掲載)

資料 1. STU KØBENHAVNSVEJ 発行のパンフレット「STU KØBENHAVNSVEJ PRAKTISK UDDANNELSE FOR UNGE MED SÆRLIGE BEHOV」の紹介

資料 2. Lov om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Lovbekendtgørelse nr 783 af 15/06/2015) の全訳、及び2019年5月28日統合法律第610号 (Lovbekendtgørelse nr 610 af 28/05/2019) で示される改正後の STU 法の解説

資料 3. Bekendtgørelse om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Bekendtgørelse nr 739 af 03/06/2016) の全訳

【資料編】

資料 1. STU KØBENHAVNSVEJ 発行のパンフレット「STU KØBENHAVNSVEJ PRAKTISK UDDANNELSE FOR UNGE MED SÆRLIGE BEHOV」の紹介

本稿の「はじめに」において記したように、このパンフレットは筆者が2017年夏にデンマーク・ロスキレ市に滞在した折に入手したものである。合計4頁の簡潔な内容のパンフレットではあるが、STUの内容を知る手掛かりになる資料と思われるので、その内容を以下に紹介することとする。

1. 表紙の頁

パンフレットの表紙には、「STU KØBENHAVNSVEJ 特別のニーズを有する若者のための実践的な教育」との文字が記されている。そして、この見出しの言葉に続けて、以下の簡潔な説明が付されている。

「STU クヴンハウンスバイであなたは、あなたに、そして、あなたの希望や興味に特別に調整した実用志向の教育 (en praktisk rettet uddannelse) を受けます。あなたは仕事に取り組

む経験を得ますし、個人的に、社会的に、そして職業的に発展する機会を得ます。並行してあなたは、授業 (undervisning) とコース (kurser) を受講しますが、授業とコースは、あなたの希望に応じて職業の訓練を行うものであり、また、成人としての生活を準備するものです。」

2. 見開きの頁

パンフレットを見開くと、見開き左側の 2 頁目には、「生活のための学び (LÆRING TIL LIVET)」とのタイトルで、STU クヴンハウンスバイにおける学習生活等を簡潔に説明する文章が掲載されている。そして、見開き右側の 3 頁目には、STU クヴンハウンスバイが用意する「各種の部門 (LINJERNE)」の内容を簡潔に説明する文章が掲載されている。

「生活のための学び (LÆRING TIL LIVET)」

STU クヴンハウンスバイは、実際的な経験を通して学ぶことにより最も成長するあなたのためにあります。

月曜日、火曜日、水曜日は毎週、あなたは、あなたの部門 (linje) にいます。職場あるいは作業場所である部門で、あなたは、あなたに興味を起こさせる業種について、実際的な経験を得ます。あなたは 1 人の部門指導員 (en linjevejleder) に所属することになりますが、部門指導員は、あなたが十分かつ教育的な部門期間 (linjeforløb) を得るために、あなたが必要としている支援、実践的な挑戦、コース (kurser) をあなたが受けることを保障します。

木曜日と金曜日は、プログラムにある授業が行われます。その時間は、私たちは、クヴンハウンスバイにある私たちの教室で学ぶこともあります。しばしば、私たちが取り組んでいるテーマと関連のある学外学習 (studietur) に出かけることもあります。

テーマは、人が 1 人で住居に住むときに自分でしなければならないすべてのことに私たちが取り組む家庭生活の教育 (bo-undervisning) である場合があります。たとえば、家計、家政、買い物、調理、住宅探しなどです。また、テーマは、私たちが労働環境、労働文化、安全、労働時間等のような概念に焦点を合わせる労働生活 (arbejdsliv) である場合もあります。

STU クヴンハウンスバイは、仕事や教育以上のものです。実際に STU クヴンハウンスバイは、私たちがお互いを助け合い、そのことを楽しみながら新しい友人を得る場所がある最高によい環境が整った多様なコミュニティ (et mangfoldigt fællesskab) なのです。」

「各種の部門 (LINJERNE)

管理人 (Vicevært) / 木材工芸部 (træværksted)

家サービスにおいて私たちは、ロスキレの様々な家々において、芝を刈り、生け垣を整え、ちょっとした修繕を行います。さらに私たちは、家具を修繕したり、細かい木工も行っています。あなたは、様々な種類の道具を使って仕事をすることを学びますし、緑地帯の手入れに関する経験を得ます。

カフェまたはキッチンアシスタント (Cafe eller køkkenmedhjælper)

スボーガースレウにある食堂であなたは、昼間に40人から50人の昼食を作ることに参加することができます。また、ロスキレ図書館やボセルupp自然センターのカフェで、様々なカフェの仕事に関する経験を得ることができます。あなたは、衛生免許状 (hygiejnebevis) を取得する機会を得ます。

組み立てと包装 (Montering og pakning)

組み立てと包装部門において私たちは、幅広い企業向けの多くの異なる仕事を解決します。私たちは、詰め替えたり包んだりします。また、集めたり組み立てたりします。私たちは、贈り物の包みを作ります。私たちは、値札や目録を作ります。

森林ヘルパー (Skovhjælper)

私たちは、ボセルupp自然センターで森がきちんとした状態を保つことを手伝います。私たちは、薪を切り、シェルターや火をたく場所の整備をして、幼稚園や学級のために火をともします。さらに私たちは、私たちが所有するミツバチ飼養場からはちみつを作りますし、私たちの鶏の囲い場の世話をします。また、私たちは、私たち自身の収穫物や森の収穫物からジャムを作ったり、パンなどを焼いたりします。

図書館アシスタント (Biblioteksmedhjælper)

私たちはロスキレ図書館で、まず第一に、本棚の本の配列を整えることを手伝いますが、さらに、たとえば、封筒にスタンプを押したり、本のバーコードをラミネートするような、多くの他の仕事も受け持ちます。

創造部門 (Kreativ linje)

創造部門においてあなたは、たとえば、ガラス、粘土、絵の具、コンピューターグラフィックを用いて作品を制作することができます。私たちは、私たちの店で販売する多くの見事な作品を制作します。さらにあなたは、舞台を演じることができますし、あるいは、私たちのバンドの1つに参加することができます。」

3. 裏表紙の頁

パンフレットの4頁目は裏表紙になっているが、パンフレットはこの箇所において、「あなたの STU 教育を来週、始めましょう」と記して、参加希望者へのメッセージを掲載している。

「STU クヴンハウンスバイは3年の教育であり、あなたは、あなたにとって最もふさわしいときに、その教育を始めることができます。私たちは、新しい生徒を1年中、受け入れます。

あなたが興味を持ったならば、あなたはまずはじめに、若者の教育相談 (UU) のあなたのカウンセラー (vejleder) に連絡することになります。若者の教育ガイダンスのカウンセラーは、あなたに STU の準備をすることができますし、あなたの教育計画に最もふさわしい部門 (linje) の選択について、あなたを援助することができます。教育の開始が適当であるならば、あなたの教育が開始され、あなたは、あなたの新しい仲間に出会うことになります。

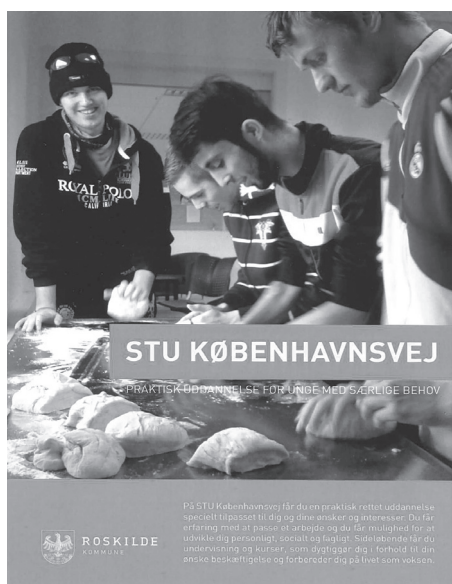
約3か月後に、あなたが本校によくなじみ、また、私たちがお互いを知るようになったならば、あなたは、あなたの学習のための具体的な目標が示された授業計画 (undervisningsplan) を受け取ります。授業計画は、あなたの学習と歩調を合わせて継続的に調整されます。また、授業計画は、教育が行われる3年を通して、あなたと伴走することになります。

あなたは、教育全体を通して、あなたの連絡担当者 (kontaktperson) / 部門指導員と、決まった毎週の生徒対話の時間を持つことになります。連絡担当者 / 部門指導員は、あなたやあなたの両親が何か疑問のある場合に、あなた方が連絡することを常に歓迎いたします。

STU クヴンハウンスバイを Google で検索し、より多くの情報を読んでみてください。そして、私たちのホームページにある写真やビデオをご覧ください。

私たちは、あなたを心より歓迎いたします。」

「STU クヴンハウンスバイは、実際的な経験を通しての学習に特別の重きを置く STU 教育の一種 (en variant) です。教育は3年であり、他の青年期教育を受ける可能性を持たない特別のニーズを有する16歳から25歳までの若者を対象としています。教育の目的は、若者が自立のかつ有意義な成人生活を手に入れるための、個人的、社会的及び職業的な能力を獲得することにあります。」



STU KØBENHAVNSVEJ 発行のパンフレットの表紙

〔コメント〕

(1) 情報提供を広く行うツールとしてのパンフレットの性格上、記述の内容は簡略なものになっているが、本パンフレットから私たちは、STU クヴンハウスバイが実施している STU の教育の内容の概要を知ることができる。また、STU の教育の開始の手続をはじめとする STU の制度内容の概要をも知ることができる（本稿Ⅲ 3. において記したように、STU 法第 1 条第 3 項及び省令第 2 条第 1 項は、STU の教育提供についてのコムーネ議会の情報提供義務を定めている）。

(2) パンフレットの内容で注目しておきたいことの 1 つは、STU クヴンハウスバイでは、職場あるいは作業場である「部門」が 6 つ用意されているということである。同校においては、パンフレットの 3 頁目で紹介されている各種の部門での学びを通じて、参加者の希望や興味、また、特性に応じた職業教育が行われているのである。いずれにしても、「実践的な教育」ないし「実用志向の教育」の中核的な部分といえそうなのが、「各種の部門」で実施されている様々な内容の職業教育である。

(3) パンフレットの記述内容で注目しておきたいことの 2 つ目は、STU クヴンハウスバイでは、「部門指導員 (en linjevejleder)」が参加者の学修生活において重要な役割を果たしているように見えるということである。パンフレットによれば、参加者は 1 人の部門指導員に所属することになっており、部門指導員が、参加者が「十分かつ教育的な部門期間を得るために」、参加者が必要としている「支援、実践的な挑戦、コースを受けることを保障」する役割を担っているのである。また、部門指導員が、毎週の「生徒対話の時間」を担当するとともに、参加者や保護者からの連絡などを受け付ける役割をも（連絡担当者とともに）担っているのである。

STU クヴンハウンスバイにおいては、実践的な教育を担当する部門指導員が重要な役割を担っているようであり、STU の理解においては、そのような部門指導員の専門性にも注目しておく必要があるように思われる。

(4) 以上のほかに、パンフレットが、STU クヴンハウンスバイは「多様なコミュニティ (et mangfoldigt fællesskab)」であると記述している点にも注目しておくこととしたい。パンフレットは、STU クヴンハウンスバイには「仕事や教育以上のもの」があると記し、「私たちがお互いを助け合い、そのことを楽しみながら新しい友人を得る場所がある」とも記述しているのであるが、同校が自らを「多様なコミュニティ」であると表現しているように、STU においては、その目的 (STU 法の第 1 条参照) の実現のために、「若者が自立のかつ有意義な成人生活を手に入れるため」の環境を用意しておくことも重要であるということが、本パンフレットの記述から窺い知ることができるのである。

資料 2. Lov om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Lovbekendtgørelse nr 783 af 15/06/2015) の全訳、及び 2019 年 5 月 28 日統合法律第 610 号 (Lovbekendtgørelse nr 610 af 28/05/2019) で示される改正後の STU 法の解説

① Lov om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Lovbekendtgørelse nr 783 af 15/06/2015) の全訳

特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律 (2015 年 6 月 15 日統合法律第 783 号)

* 「特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育」のことを、以下では「STU」と記すこととする。STU とは「Særligt tilrettelagt ungdomsuddannelse (特別に計画された青年期教育)」の略称である (以上については、本稿の「はじめに」の記述を参照のこと)。

第 1 章 目的等

第 1 条 STU の目的は、若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者が、できる限り自立のかつ積極的に成人生活に参加するための個人的、社会的及び職業的な能力、並びに場合によっては更なる教育及び職業従事のための能力を獲得することにある。

第 2 項 STU は、他の青年期教育を成し遂げる可能性を有しない若者を対象として行われる。

第 3 項 コムーネ議会は、若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者が、この法律に基づく教育提供について情報が与えられることを保障する。

第2章 STUに関するコムーネ議会の提供

第2条 若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者は、STUに対する法的権利を有する。コムーネ議会は、コムーネの住民登録簿に登録されている第1文に定める若者に対して、この法律が定めるところにより、3年のSTUを提供しなければならない(但し第8条第4項参照)。

第2項 STUの提供は、義務教育の終了との関係で与えられる。若者が、義務教育の終了の後に、国民学校(folkeskole)、私立基礎学校(fri grundskole)又は補習科(efterskole)等での教育を継続する場合は、この教育の終了との関係で、STUの提供がはじめて与えられる。

第3項 若者は、満25歳に至るまで、コムーネ議会の提供を受け取ることができる。

第4項 若者は、STUを開始してから遅くとも5年で、当該STUを完成させなければならない。

第5項 コムーネ議会は、STUの若者の、半年ごとの又は1年通しての受け入れを設定することを決定することができる。以上についての決定をコムーネ議会がする場合は、当該決定は、公表されなければならない。

第3条 コムーネ議会は、若者が第2条第1項に定める若者に該当するかどうかについて、提案(第2項及び第3項参照)の後に、決定する。

第2項 若者の教育ガイダンス(Ungdommens Uddannelsesvejledning)は、若者及び両親との協議の後に、当該若者がSTUに受け容れられ得るかどうかについて、コムーネ議会に提案する。当該の提案は、必要な範囲で、教育学・心理学上の助言及び若者が通っていた学校からの意見を含めて、当該コムーネ又は他のコムーネの別の専門家からの意見を添付して、補足され得る。

第3項 第1項の規定に基づくコムーネ議会の決定が存在する場合は、若者の教育ガイダンスは、若者及び両親との協議の後に、コムーネ議会の承認に向けて、当該STUが場合によっては解明期間(第4条第2項参照)とともに開始されなければならないかどうかを含めて、3年の個人教育計画の構想を提案する。

第4項 コムーネ議会は、最終の個人教育計画(第4条第2項参照)を承認しなければならない。

第5項 教育大臣は、若者及び両親の呼び出し、STUの提供の提案に関する文書、STUの提供の提案の時間進行を含む、STUの提供の提案についての手続に関する規則を定めることができる。

第3条 a コムーネ議会は、この法律が定めるところに従い若者の教育ガイダンスにより遂行される諸任務について、当該任務の内の1つ以上を遂行する権限を、公的機関、あるいは、申出により独立法人又は民間企業に対して与えることができる。ただし、個々の案件において行政決定する権限は、独立法人又は民間企業に対して与えることはできない。

第3章 STU の内容

第4条 STU は、個々の若者の能力、成熟及び興味に対する考慮のもとに、考えられる最も広い範囲で計画されなければならない。STU は、計画され、かつ調整された課程を構成するものでなければならない。

第2項 STU は、将来の教育及び職業従事を含めて、若者の希望及び可能性を明らかにすることをねらいとする12週までの解明期間とともに開始することができる。当該解明期間と関連して若者の教育ガイダンスは、若者及び両親と共同で、若者に提供される予定である指導対話及び実習滞在を含む、諸活動の概要を内容に含める個人教育計画を作成する。

第3項 解明期間を置かない場合は、若者の教育ガイダンスは、若者及び両親と協力して、第3条第1項の規定に基づくコムーネ議会の決定の後に、コムーネ議会により承認される最終的教育計画を作成する。

第4項 若者の教育ガイダンスは、必要に応じて、また、少なくとも毎年1度、教育計画を調整する。

第5項 教育大臣は、授業の計画を含む、教育計画の内容に関する規則を定める。

第5条 教育計画（第4条第2項参照）には、以下の各号により供給される諸要素が含まれる。

第1号 特別に組織された課程の形をした補習科（補習科及び私立専門学校に関する法律（lov om efterskoler og frie fagskole）参照）。当該課程には、第4条第2項に定める解明期間、及び若者のための補充の授業提供を含む。

第2号 私立専門学校（fri fagskole）及び国民高等学校（folkehøjskole）（国民高等学校に関する法律（lov om folkehøjskoler）、補習科及び私立専門学校に関する法律参照）

第3号 生産学校（produktionsskole）（生産学校に関する法律（lov om produktionsskoler）参照）

第4号 職業教育機関（institution for erhvervsrette uddannelse）（職業教育機関に関する法律（lov om institutioner for erhvervsrettet uddannelse）参照）

第5号 昼間高等学校（daghøjskole）（国民啓蒙教育、自発的な国民啓蒙クラブ活動及び昼間高等学校への支援並びに国民大学に関する法律（lov om støtte til folkeoplysende undervisning, frivilligt folkeoplysende foreningsarbejde og daghøjskoler samt om Folkeuniversitetet（国民啓蒙法（folkeoplysningsloven））参照）

第6号 作業場及びその他の諸機関

第2項 コムーネ議会は、教育の準備に関して、第1項第1号から第6号までに掲げる諸機関と協定を締結することができる（成人を対象とする特別教育に関する法律（lov om specialundervisning for voksne）の第1条第7項参照）。

第3項 コムーネは、第4条第2項に定める解明期間、及び補充の授業提供を含む、特別に計画された課程に要する費用を支払うほか、第2項で言及される準備に要する費用を支払う。この下に、コムーネは、生産学校で通常の教育を受ける若者に対して、特別教育や他の特別教育

支援等に要する費用を支払うことができる。

第4項 第1項第1号から第4号までに掲げられる諸機関による、第4条第2項の解明期間、補充の授業提供、及び第2項で言及される準備を含む、特別に計画された課程の供給は、公的機関により援助された事業として実施されなければならない。

第5項 第1項第2号から第4号までに掲げられる諸機関により供給される通常の教育の諸要素に要する諸費用は、当該活動に適用される法律の諸規定に従い資金提供される。通常の教育への参加のために、場合によっては生じ得る生徒支払い又はそれに相当する支払いに要する諸費用は、コムーネにより支払われる。

第5条 a コムーネ議会が、他のコムーネに居住する若者の教育及び移動のための諸費用を支払う場合には、当該コムーネ議会は、当該若者が居住するコムーネのコムーネ議会に対して、当該諸費用の償還を請求することができる。

第2項 若者が、STUを提供しているコムーネから引越しをし、その関係で当該教育を中断する場合には、当該若者は、STUを転入のコムーネで継続することについて申請することができる。STUの継続についての申請との関係において、当該若者が転入したコムーネのコムーネ議会は、第3条第1項から第4項までの規定に基づく新しい決定がなされる必要があることを決定することができる。

第3項 若者が、社会福祉分野における権利保障及び行政に関する法律 (lov om retssikkerhed og administration på det sociale område) の第9条第7項の規定に基づいて住居提供のために調査される場合、又は若者が自宅外に預けられる場合において、当該若者が3年の青年期教育のために調査されるときは、社会福祉分野における権利保障及び行政に関する法律の第3章の諸規定が適用される。

第4項 教育等に要した諸費用に対する償還の請求は、当該教育が実施されてから遅くとも12か月以内に申し出られていなければならない。

第5条 b 積極的な雇用活動に関する法律 (lov om en aktiv beskæftigelsesindsats) の第32条第1項第2号に基づく提供として支払われるSTUに対するコムーネ議会の支出は、積極的な雇用貢献に関する規則に基づく政府の償還の対象にはならない。

第6条 STUは、授業、及び企業と諸機関での実習を含む実際の諸活動の諸要素により構成される。

第2項 STUは、家庭生活教育を含む、以下の学科及び諸活動を内容とするものでなければならない。

第1号 若者の個人的な発展と社会生活に自立的かつ積極的に参加する可能性を促進する学科及び諸活動。

第2号 若者の、社会関係を取り結ぶ能力と自立的かつ積極的に余暇生活を過ごす能力を促進する学科及び諸活動。

第3号 教育状況又は雇用状況の中で必要となる各種能力の発展を目的としている学科及び諸活動。

第3項 企業と諸機関での実習は、若者に対して以下のことを提供することにより、教育計画における諸目標を達成することに貢献するものでなければならない。

第1号 職業経験、及び労働市場に関連した、又は個人的な能力の発展に関連した資格付与を保障するその他の経験。

第2号 労働市場とのより強い関係を得るために必要な、また、活動的な成人生活に参加するために必要な、仕事及び共同作業を通した各種の経験。

第3号 職場の組織及び労働条件に関する知識。

第4項 教育大臣は、授業及び実動的な諸活動の内容に関する規則を定めることができる。

第7条 STU の参加者に対して確保しなければならない授業時間数は、最低でも年間840時間を構成するものでなければならない。授業時間の設定については、60分の授業は1授業時間で計算される。

第2項 コムーネ議会は、若者の教育ガイダンスからの提案の後に、第1項に定める毎年の時間数について、個々の若者に対して、どのくらいの時間が実習を含む実動的な諸活動に割り当てられなければならないのかについて決定する。若者の教育ガイダンスは、若者及び両親との協議の後に、当該の提案を行う。

第3項 実習を含む実動的な諸活動及び他の教育諸機関での授業は、1日につき4.2時間で毎年の授業時間数の中に含まれる。

第8条 コムーネ議会は、病気又は他の原因のために一時的に STU を中断することについての若者の申請を承認することができる。

第2項 若者は、一時的に病気等のために教育を中断した後に、教育を再開することについて申請することができる。教育の再開についての申請は、若者が満25歳になるまでになさなければならない。教育の再開についての申請との関係において、コムーネ議会は、第3条第1項から第4項までの規定に基づく新しい決定がなされる必要があることを決定することができる。

第3項 コムーネ議会は、特別な場合には、第2項第2文の年齢要求を適用しないことができる。

第4項 若者が、教育課程に積極的に参加していない場合には、コムーネ議会は、若者の教育ガイダンスからの提案の後に、当該若者の STU を中断することができる。

第9条 STU の修了に際してコムーネ議会は、獲得した能力の記述を含めることになっている能力報告書を発行する。当該能力報告書は、教育全体の目標及び個々の教育部分の目標に対する若者の達成度の評価を含むものでなければならない。

第2項 STU が中断される場合は、完了した教育部分に対する能力報告書が発行される。

第3項 教育大臣は、能力報告書の作成及び内容に関する規則を定める。

第4章 移動等

第10条 コムーネ議会は、自宅又は決まった負担軽減住居と STU に参加する若者のための教育機関又は実習場所との間の必要な移動に対して、その用意を行うか、又は、移動に要する諸費用を支払う。

第2項 教育大臣は、移動に関する規則を定める。

第11条 コムーネ議会は、必要な教育器具を参加者が無償で利用することができるように配慮する。

第5章 不服申立て等

第12条 コムーネ議会の決定は、上級行政庁に申立てることはできない（但し第2項参照）。

第2項 第3条第1項及び第4項、第7条第2項、第8条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくコムーネ議会の決定は、若者により、特別教育不服審査会 (Klagenævnet for Specialundervisning) に申立てられ得る。同様のことが、STU の内容に関するコムーネ議会の決定に適用される。

第13条 教育大臣は、とりわけ、立法活動及び指導職務の遂行のために、大臣がこれらの任務の遂行に必要であると判断するあらゆる情報を、コムーネ議会が報告するよう要求することができる。

第2項 教育大臣は、情報（第1項参照）は、電子形式で提出されなければならないことを決定することができる。また、当該提出は、どのフォーマットでなすべきかを定めることができる。教育大臣は、以上について、規則を定めることができる。

第3項 教育大臣は、教育機関を含む当局との間の電子通信に関する規則、及び第1項と第2項に定める情報の提出との関係で、デジタル署名の利用に関する規則を定めることができる。

第6章 試み

第14条 教育上の新しい試みや教育の発展を促す取組みを促進するために、教育大臣は、第1章を除いて、この法律の諸規定を適用しないことができる。

第2項 教育大臣の決定により、国は、教育上の新しい試みや教育の発展を促す取組みに対して、補助金を交付することができる。

第7章 発効及び経過規定

第15条 この法律は、2007年8月1日に効力を発する。

第16条 成人を対象とする特別教育に関する法律に基づいて、2007年8月1日までに青年期

教育の期間を終了した25歳未満の若者は、第2条第1項の規定に基づく青年期教育の提供に対する権利を主張することができない。

第2項 2007年7月31日の時点で、成人を対象とする特別教育に関する法律に基づく青年期教育の期間に未修了の状態に参加している25歳未満の若者は、この法律の適用対象となる者とする。この法律に基づく青年期教育は、当該の若者が成人を対象とする特別教育に関する法律に基づいて青年期教育の期間に参加していた期間について、短縮されるものとする。

第17条 この法律は、修正のために、遅くとも2012年から2013年の間の国会開会において審議されるものとする。

第18条 この法律は、フェロー諸島及びグリーンランドには適用されない。

② 2019年5月28日統合法律第610号 (Lovbekendtgørelse nr 610 af 28/05/2019) で示される改正後の STU 法の解説

特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律 (2015年6月15日統合法律第783号) は、2018年6月8日法律第745号の第19条と2019年5月7日法律第551号の第22条により一部が改正された。この改正により同法は、法令所管省 (教育省) より、2019年5月28日統合法律第610号として2019年5月29日に公布されている (2018年6月8日法律第745号による改正部分については、2019年8月1日に、2019年5月7日法律第551号による改正部分については、2020年1月1日に効力が生じている)。

以下では、まず、改正内容の解説を簡単に行うこととする。そして、(1)2018年6月8日法律第745号の第19条の内容と、(2)2019年5月7日法律第551号の第22条の内容を示した上で、(3)2019年5月28日統合法律第610号として公布された STU 法の法文を、改正部分を含む条文に限り掲載することとする。

(改正内容の若干の解説)

改正の主な内容を予め指摘しておくとするならば、何よりも、STU 法の法文から「若者の教育ガイダンス (Ungdommens Uddannelsesvejledning)」の文言が削除されたことを挙げることができる。

以上の改正が意味するところを理解するためには、新法である「25歳未満の若者に対するコムーネの活動に関する法律 (2020年9月4日統合法律第1301号) (Lov om kommunal indsats for unge under 25 år (Lovbekendtgørelse nr 1301 af 04/09/2020))⁽¹⁾」の内容と、同法の制定と STU 法の第3条第4項 (改正後の STU 法の条文。改正前の STU 法第3条第5項は、今回の改正により第3条第4項に繰り上がった) の規定により定められた次の省令、「青年期教育及び職業の選択についての指導に関する省令 (2020年7月7日省令第1152号) (Bekendtgørelse om vejledning om valg af ungdomsuddannelse og erhverv (Bekendtgørelse nr 1152 af 07/07/2020))」の内容を理解する必要があるが、ここでは一先ず、上記法律の第2条 j 第2項が「コムーネ議会

は、25歳未満のすべての若者が、青年期教育に取り組む準備、又は職業に従事する準備をすることを目的とする、25歳未満の若者を対象とする結合したコムーネの若者組織 (en sammenhængende kommunal ungeindsats) を設立する。」と定めたこと、また、上記省令が、第1条第1項において、「この省令に定める指導は、コムーネの若者組織 (den kommunale ungeindsats) を通じてコムーネ議会により提供される。」と定めた上で、第14条において、「コムーネ議会は、特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育 (特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する省令参照) に関する指導を提供する。」と定めたことを指摘しておくこととする。以上の法令の制定により若者は、コムーネにおいて、コムーネの若者組織 (Den kommunale ungeindsats (KUI))⁽²⁾ を通じて、コムーネ議会から青年期教育及び将来の職業に関する指導 (vejledning) を受けるということになったのである (これにより、広域を管轄していた「若者の教育ガイダンス」は廃止されることになった⁽³⁾)。つまり、以上により、STU法の法文から「若者の教育ガイダンス (Ungdommens Uddannelsesvejledning)」の文言が削除されることになったのである。

なお、いくつかのコムーネにおいては、Den kommunale ungeindsats について、当該名称ではなく、Ungecenter (若者センター) 又は Ungeenhed (若者ユニット) の名称を使用しているところもあるようである (子ども・教育省の国立情報・ガイダンスポータルである「教育ガイド (UddannelseGuiden (ug.dk))」に掲載されている次の説明箇所「Vejledning gennem Den kommunale ungeindsats (KUI)」(<https://www.ug.dk/6til10klasse/vejledning-gennem-den-kommunale-ungeindsats-kui> 最終閲覧日2021年1月4日) を参照のこと)。

注

- (1) この法律の旧名称は、「教育及び職業についての指導並びに教育、職業従事等の義務に関する法律 (2017年9月28日統合法律第1097号) (Lov om vejledning om uddannelse og erhverv samt pligt til uddannelse, beskæftigelse m.v. (Lovbekendtgørelse nr 1097 af 28/09/2017))」である。法律名称の変更 (Lov om kommunal indsats for unge under 25 år への変更) は、2018年6月8日法律第746号 (Lov nr 746 af 08/06/2018) による改正でなされた。
- (2) Den kommunale ungeindsats (KUI) について、indsats をどのように訳出するかはとても悩ましいが、本稿では一先ず、この言葉を含む Den kommunale ungeindsats を「コムーネの若者組織」と訳出してみることにした。

なお、KUI を調査し、紹介する文献として、青木真理、谷雅泰「デンマークの若者支援の新しい制度—— KUI について——」福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第2号 (2020年8月) 45-53頁がある。同文献では、ロドヴァ市 (Rødovre) の KUI が紹介されている。訪問調査等に基づく紹介であり、同文献の情報から私たちは、コムーネにおける実際の取り組みを知ることができる。
- (3) 参照、青木、谷・前掲注(2)45頁、50頁。

(1) 2018年6月8日法律第745号 (Lov nr 745 af 08/06/2018) の第19条の内容

STU 法 (2015年6月15日統合法律第783号) を次のとおり改正する。

1. 第3条第1項中の「提案 (第2項及び第3項参照) の後に、」を削除する。

2. 第3条第2項から第4項までを廃止し、当該箇所に以下を挿入する。

「第2項 コムーネ議会は、若者及び両親との協議の後に、当該若者が STU に受け容れられ得るかどうかについて、第1項の規定に基づき決定する。コムーネ議会は、必要な範囲で、当該コムーネ又は他のコムーネの、教育学・心理学上の評価を含む専門家からの意見、及び若者が通っていた学校からの意見を収集する。

第3項 コムーネ議会が、第1項の規定に基づき、若者が STU に受け容れられ得ることを決定する場合は、コムーネ議会は、当該若者及び両親との協議の後に、当該 STU が場合によっては解明期間 (第4条第2項参照) とともに開始されなければならないかどうかを含めて、3年の個人教育計画を作成する。」

第5項は、以上により、第4項となる。

3. 第3条 a 第1文、第4条第2項第2文及び第4条第3項中の「若者の教育ガイダンス」を「コムーネ議会 (kommunalbestyrelsen)」に改める。また、第4条第4項中の「若者の教育ガイダンス」を「コムーネ議会 (Kommunalbestyrelsen)」に改める。

4. 第4条第3項中の「コムーネ議会により承認される」を削除する。

5. 第5条第1項第3号を廃止する。

第4号から第6号は、以上により、第3号から第5号となる。

6. 第5条第2項中の「第1号から第6号まで」を「第1号から第5号まで」に改める。

7. 第5条第3項第2文を廃止する。

8. 第5条第4項中の「第1号から第4号まで」を「第1号から第3号まで」に改める。

9. 第5条第5項第1文を次のように書き改める。

「第1項第2号及び第3号に掲げられる諸機関により供給される通常の教育の諸要素に要する諸費用は、当該の活動に適用される法律の諸規定に従い資金提供される。」

10. 第5条 a 第2項第2文中の「第1項から第4項まで」を「第1項及び第2項」に改める。

11. 第7条第2項第1文中の「若者の教育ガイダンスからの提案の後に、」を「若者及び両親との協議の後に、」に改める。

12. 第7条第2項第2文は廃止する。

13. 第8条第2項第3文中の「第1項から第4項まで」を「第1項及び第2項」に改める。

14. 第8条第4項中の「若者の教育ガイダンスからの提案の後に、」を削除する。

15. 第12条第2項第1文中の「第3条第1項及び第4項」を「第3条第1項及び第2項」に改める。

(2) 2019年5月7日法律第551号 (Lov nr 551 af 07/05/2019) の第22条の内容

2018年6月8日法律第745号の第19条により改正された STU 法 (2015年6月15日統合法律

第783号)を次のとおり改正する。

1. 第5条b中の「第32条第1項第2号」を「第91条」に改める。

(3) 2019年5月28日統合法律第610号 (Lovbekendtgørelse nr 610 af 28/05/2019) として公布された STU 法の法文

*改正部分を含む条文に限り掲載する。改正部分を含む条文とは、第3条、第3条a、第4条、第5条、第5条a、第5条b、第7条、第8条、第12条である。

第3条 コムーネ議会は、若者が第2条第1項に定める若者に該当するかどうかについて決定する。

第2項 コムーネ議会は、若者及び両親との協議の後に、当該若者がSTUに受け容れられ得るかどうかについて、第1項の規定に基づき決定する。コムーネ議会は、必要な範囲で、当該コムーネ又は他のコムーネの、教育学・心理学上の評価を含む専門家からの意見、及び若者が通っていた学校からの意見を収集する。

第3項 コムーネ議会が、第1項の規定に基づき、若者がSTUに受け容れられ得ることを決定する場合は、コムーネ議会は、当該若者及び両親との協議の後に、当該STUが場合によっては解明期間(第4条第2項参照)とともに開始されなければならないかどうかを含めて、3年の個人教育計画を作成する。

第4項 教育大臣は、若者及び両親の呼び出し、STUの提供の提案に関する文書、STUの提供の提案の時間進行を含む、STUの提供の提案についての手続に関する規則を定めることができる。

第3条a コムーネ議会は、この法律が定めるところに従いコムーネ議会により遂行される諸任務について、当該任務の内の1つ以上を遂行する権限を、公的機関、あるいは、申出により独立法人又は民間企業に対して与えることができる。ただし、個々の案件において行政決定する権限は、独立法人又は民間企業に対して与えることはできない。

第4条 STUは、個々の若者の能力、成熟及び興味に対する考慮のもとに、考えられる最も広い範囲で計画されなければならない。STUは、計画され、かつ調整された課程を構成するものでなければならない。

第2項 STUは、将来の教育及び職業従事を含めて、若者の希望及び可能性を明らかにすることをねらいとする12週までの解明期間とともに開始することができる。当該解明期間と関連してコムーネ議会は、若者及び両親と共同で、若者に提供される予定である指導対話及び実習滞在を含む、諸活動の概要を内容に含める個人教育計画を作成する。

第3項 解明期間を置かない場合は、コムーネ議会は、若者及び両親と協力して、第3条第1項の規定に基づくコムーネ議会の決定の後に、最終の教育計画を作成する。

第4項 コムーネ議会は、必要に応じて、また、少なくとも毎年1度、教育計画を調整する。

第5項 教育大臣は、授業の計画を含む、教育計画の内容に関する規則を定める。

第5条 教育計画(第4条第2項参照)には、以下の各号により供給される諸要素が含まれ得

る。

第1号 特別に組織された課程の形をした補習科（補習科及び私立専門学校に関する法律 (lov om efterskoler og frie fagskoler) 参照）。当該課程には、第4条第2項に定める解明期間、及び若者のための補充の授業提供を含む。

第2号 私立専門学校 (fri fagskole) 及び国民高等学校 (folkehøjskole)（国民高等学校に関する法律 (lov om folkehøjskoler)、補習科及び私立専門学校に関する法律参照）

第3号 職業教育機関 (institution for erhvervsrette uddannelse)（職業教育機関に関する法律 (lov om institutioner for erhvervsrettet uddannelse) 参照）

第4号 昼間高等学校 (daghøjskole)（国民啓蒙教育、自発的な国民啓蒙クラブ活動及び昼間高等学校への支援並びに国民大学に関する法律 (lov om støtte til folkeoplysende undervisning, frivilligt folkeoplysende foreningsarbejde og daghøjskoler samt om Folkeuniversitetet (国民啓蒙法 (folkeoplysningsloven)) 参照）

第5号 作業場及びその他の諸機関

第2項 コムーネ議会は、教育の準備に関して、第1項第1号から第5号までに掲げる諸機関と協定を締結することができる（成人を対象とする特別教育に関する法律 (lov om specialundervisning for voksne) の第1条第7項参照）。

第3項 コムーネは、第4条第2項に定める解明期間、及び補充の授業提供を含む、特別に計画された課程に要する費用を支払うほか、第2項で言及される準備に要する費用を支払う。

第4項 第1項第1号から第3号までに掲げられる諸機関による、第4条第2項の解明期間、補充の授業提供、及び第2項で言及される準備を含む、特別に計画された課程の供給は、公的機関により援助された事業として実施されなければならない。

第5項 第1項第2号及び第3号に掲げられる諸機関により供給される通常の教育の諸要素に要する諸費用は、当該の活動に適用される法律の諸規定に従い資金提供される。通常の教育への参加のために、場合によっては生じ得る生徒支払い又はそれに相当する支払いに要する諸費用は、コムーネにより支払われる。

第5条 a コムーネ議회가、他のコムーネに居住する若者の教育及び移動のための諸費用を支払う場合には、当該コムーネ議회는、当該若者が居住するコムーネのコムーネ議会对して、当該諸費用の償還を請求することができる。

第2項 若者が、STU を提供しているコムーネから引越しをし、その関係で当該教育を中断する場合には、当該若者は、STU を転入のコムーネで継続することについて申請することができる。STU の継続についての申請との関係において、当該若者が転入したコムーネのコムーネ議회는、第3条第1項及び第2項の規定に基づく新しい決定がなされる必要があることを決定することができる。

第3項 若者が、社会福祉分野における権利保障及び行政に関する法律 (lov om retssikkerhed og administration på det sociale område) の第9条第7項の規定に基づいて住居提供のために調査される場合、又は若者が自宅外に預けられる場合において、当該若者が3年の青年期教育のた

めに調査されるときは、社会福祉分野における権利保障及び行政に関する法律の第3章の諸規定が適用される。

第4項 教育等に要した諸費用に対する償還の請求は、当該教育が実施されてから遅くとも12か月以内に申し出られていなければならない。

第5条b 積極的な雇用活動に関する法律 (lov om en aktiv beskæftigelsesindsats) の第91条に基づく提供として支払われる STU に対するコムーネ議会の支出は、積極的な雇用貢献に関する規則に基づく政府の償還の対象にはならない。

第7条 STU の参加者に対して確保しなければならない授業時間数は、最低でも年間840時間を構成するものでなければならない。授業時間の設定については、60分の授業は1授業時間で計算される。

第2項 コムーネ議会は、若者及び両親との協議の後に、第1項に定める毎年の時間数について、個々の若者に対して、どのくらいの時間が実習を含む実際の諸活動に割り当てられなければならないのかについて決定する。

第3項 実習を含む実際の諸活動及び他の教育諸機関での授業は、1日につき4.2時間で毎年の授業時間数の中に含まれる。

第8条 コムーネ議会は、病気又は他の原因のために一時的に STU を中断することについての若者の申請を承認することができる。

第2項 若者は、一時的に病気等のために教育を中断した後に、教育を再開することについて申請することができる。教育の再開についての申請は、若者が満25歳になるまでになされなければならない。教育の再開についての申請との関係において、コムーネ議会は、第3条第1項及び第2項の規定に基づく新しい決定がなされる必要があることを決定することができる。

第3項 コムーネ議会は、特別な場合には、第2項第2文の年齢要求を適用しないことができる。

第4項 若者が、教育課程に積極的に参加していない場合には、コムーネ議会は、当該若者の STU を中断することができる。

第12条 コムーネ議会の決定は、上級行政庁に申立てることはできない (但し第2項参照)。

第2項 第3条第1項及び第2項、第7条第2項、第8条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくコムーネ議会の決定は、若者により、特別教育不服審査会 (Klagenævnet for Specialundervisning) に申立てられ得る。同様のことが、STU の内容に関するコムーネ議会の決定に適用される。

資料3. Bekendtgørelse om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Bekendtgørelse nr 739 af 03/06/2016) の全訳

特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する省令(2016年6月3日省令第739号)

特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律(2015年6月15日統合法律第783号参照)の第3条第5項、第4条第5項、第6条第4項、第9条第3項及び第10条第2項の規定により、以下のとおり定める。

第1章 省令の適用範囲

第1条 STUは、他の青年期教育を成し遂げる可能性を有しない若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者に対して提供される。これにより、これらの若者は他の若者と同等に置かれるのであり、すべての若者はひとつの青年期教育を成し遂げる機会を有することになる。

第2条 コムーネ議会は、若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者が、STUについて情報を与えられることを保障する(STU法の第1条第3項参照)。当該情報は、若者が国民学校、私立基礎学校又は補習科等での教育を終了することとの関係で提供される。

第2項 若者は、コムーネ議会の提供を、義務教育の終了の後に、あるいは国民学校、私立基礎学校又は補習科等での継続した教育の終了の後に、直ちに受け取ることができる。また、当該提供を満25歳に至るまで受け取ることができる(STU法の第2条参照)。

第3項 コムーネ議会が、通例、若者の教育ガイダンスの担当とされている諸任務について、当該任務の内の1つ以上を遂行する権限を、公的機関、独立法人又は民間企業に与えた場合は(STU法の第3条a参照)、この省令が、当該諸任務の遂行に際して適用される。

第2章 STU等の提供

第3条 若者は、特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律に従い、教育提供に関する願書をコムーネ議会に申し込むものとする。

第2項 若者の教育ガイダンスは、若者に対して指導を与えるとともに、教育提供に関する提案をコムーネ議会に提出する。

第4条 コムーネ議会は、教育提供に関する若者の希望が応じられなければならないか、又は拒否されなければならないかどうかについて決定する。

第2項 若者の希望が応じられる場合は、若者の教育ガイダンスは、授業の計画を含めて、若

者の教育課程の記述を含めることになっている個人の3年の教育計画の構想を作成する(但し、第7条第1項参照)。第9学年及び第10学年の若者の教育計画(教育及び職業についての指導並びに教育、職業従事等の義務に関する法律(lov om vejledning om uddannelse og erhverv samt pligt til uddannelse, beskæftigelse m.v.)参照)は、若者及び両親又は保護者と共に作成される最終の教育計画の編集の時に登録される。当該教育計画の作成においては、STUの計画に関して、若者及び両親又は保護者の希望が相当に重視されなければならない。当該教育計画の作成に関しては、この省令に添付1として転載されている、また、www.uvm.dkに掲載されている教育計画の作成のための記入用紙が使用されなければならない。

第3項 教育計画の当該構想はコムーネ議会により承認され、若者及び両親又は保護者は、当該の承認を文書により通知される。コムーネ議会がSTUの半年ごとの又は1年通しての受け入れがあることを決定した場合(STU法の第2条第5項参照)は、若者及び両親又は保護者は、入学ができるのはいつであるのかについての情報を同時に通知される。

第4項 若者及び両親又は保護者との合意に達することができない場合は(第2項及び第6条第2項参照)、当該諸提案及び当該構想の中で、これに対する説明がなされなければならない。

第3章 STUの内容

第5条 STUは、若者の能力、成熟及び興味に対する考慮のもとに、考えられる最も広い範囲で計画されなければならない。STUは、計画され、かつ調整された課程を構成するものでなければならない。また、個人の発達の進捗が目標として定められなければならない。可能性のある更なる教育や職業従事に応じて、若者の可能性に焦点が合わせられなくてはならない。

第2項 STUは、授業、訓練、及び企業と諸機関での実習を含む実際的な諸活動の諸要素により構成される。

第6条 STUは、将来の教育及び職業従事を含めて、若者の希望及び可能性を明らかにすることをねらいとする12週までの解明期間とともに開始することができる(STU法の第4条第2項参照)。

第2項 コムーネ議会は、STUが解明期間と共に開始されないこと、又は、解明期間が12週よりも短いものでなければならないことを決定することができる。この決定は、教育計画の構想の承認(省令の第4条第3項参照)と関連して行われるが、この決定は、若者の具体的かつ個人的な評価に基づき、また、若者及び両親又は保護者との協議及び対話に基づいて作成されている若者の教育ガイダンスからの提案をもとに行われる。

第3項 若者及び両親又は保護者は、コムーネ議会の決定(第2項参照)を文書により通知される。

第7条 STUが、解明期間を伴って開始される場合は、最終の教育計画は、解明期間がどの希望や可能性を明らかにするかということの考慮のもとに作成される。

第2項 特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育の教育計画は、授業計画と、場合

によっては各教育場所(第8条参照)により管理される教育の部分要素の実施に関する指導、そして訓練、実習等の記述を含む、若者の教育課程の記述を含めなければならない。さらに、当該教育計画は、教育全体の目標と教育計画等(第4条第2項参照)に関しての計画された指導対話の記述を含めなければならない。

第3項 教育の各要素については、特別のニーズを有する若者のための教育計画において、次のものが示されなければならない。

第1号 教育の部分要素が、クラスで、又はグループで、あるいは、特別の場合には個人授業として、どのように計画されるのかを含めて、どこで、そして、いつ行われるかということ。

第2号 60分の授業(STU法の第7条第1項参照)で示される教育の部分要素の範囲。

第3号 教育の部分要素の目標設定。

第4項 特別のニーズを有する若者のための教育計画は、教育の進行がどのように計画されているのか、の記述を含めなければならない。

第8条 成人を対象とする特別教育に関する法律に基づき運営されているコムーネの諸機関のほかに、コムーネ議会は、第1号から第6号までに掲げる諸機関と、当該の機関により供給される諸要素が教育計画の中に含まれることについて、協定を締結することができる。

第1号 特別に組織された課程の形をした補習科。当該課程には、解明期間及び若者のための補充の授業提供を含む。

第2号 私立専門学校及び国民高等学校

第3号 生産学校

第4号 職業教育機関

第5号 昼間高等学校

第6号 作業場及びその他の諸機関

第2項 コムーネ議会は、第1項で挙げられた諸機関と、企業及び諸機関での実習の準備を含めて、STUの準備に関して、協定を締結することができる。その場合、成人を対象とする特別教育に関する法律の第1条第7項の規定が適用される(STU法の第5条第2項参照)。

第9条 特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育の教育計画は、次のものを含めなければならない。

第1号 社会に関するテーマとの組み合わせで、若者の個人的、社会的発展にねらいを定める一般教養の部分。この中に、若者のコミュニケーション、社会情勢の知識及び理解、家庭生活の教育、自立的なライフスタイル、家事、家政、公的サービスの知識、教育との関係での補助器具の使用、を発展させる学科が含まれ得る。

第2号 若者の興味と能力、そして特別のスキルの発展を支援する特定の目標を定めた部分。この中に、若者の余暇及び興味に向けられた諸活動を支援する学科が含まれ得る。さらに、企業訪問、労働市場状況の授業、企業及び諸機関での実習を視野に入れての準備及び訓練を含む、職業従事に関する諸活動の訓練を用意し実施する学科が含まれ得る。

第3号 教育計画の諸目標を達成することに貢献し、また、若者が実際に、労働市場への入会

を検討する機会を得る、企業及び諸機関での実習。

第2項 コムーネ議会は、個々の若者の3年の教育計画の中に、どのくらいの実習を含めることができるかを決定することができる。コムーネ議会の決定は、具体的かつ個人的な若者の評価と、若者及び両親又は保護者との協議及び対話に基づき作成されている若者の教育ガイダンスの提案をもとにしてなされる。当該決定についてコムーネ議会は、STUの詳細な計画を考慮して、若者及び両親又は保護者の希望を相当に重視しなければならない。若者及び両親又は保護者は、コムーネ議会の決定を文書により通知される。

第10条 若者の教育ガイダンスは、教育計画が必要に応じて、また、少なくとも毎年1度、調整されるようにする。教育計画の調整についての決定は、若者及び両親との協議の後になされなければならない。また、コムーネ議会により承認されなければならない。

第11条 STUの教育計画に含まれている諸要素は、授業時間数の集計、及び実際的な諸活動の範囲に含まれる（第4条第2項及び第7条参照）。

第12条 特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に参加している若者は、コムーネ議会に対して、教育を一時的に中断することの許可を申請することができる。コムーネ議会は、中断又は1か月以上の期間の教育の休止についての若者の申請の具体的かつ個人的な評価をもとにして、決定をしなければならない。

第2項 STUの再開については、コムーネ議会は、再調査がなされること、また、若者の教育ガイダンスが教育計画を調整することを要求することができる。

第3項 STUの中断が出産又は長期の病気に起因する場合は、コムーネ議会は、STUの再開についての申請は若者が満25歳になる前になされなくてはならないとする、特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律の第8条第2項第2文の規定を免除することができる。

第13条 若者が、STUに積極的に参加していない場合には、若者の教育ガイダンスは、教育計画の調整を視野に入れて、若者及び両親又は保護者と接触する。その場合、若者の教育ガイダンスは、若者が積極的な参加に関して持っている困難に応じて、若者をより一層、支援する。

第2項 若者が、常に、STUに積極的に参加していない場合には、若者の教育ガイダンスでの対話に若者及び両親又は保護者が呼び出される注意文書が発送される。この対話との関係で、当該若者の教育計画は、若者が教育に積極的に参加することに関して持っている困難を取り除くことを視野に入れて、さらに調整され得る。

第3項 若者が、なおも、STUに積極的に参加していない場合で、かつ、教育計画の追加の調整が若者の態度を変え得ると評価されない場合は、コムーネ議会は、若者の教育ガイダンスからの提案の後に、若者のSTUを中断することについての決定をすることができる。当該の決定は、事実と明らかにされた根拠に基づいてなされなければならない。若者の教育場所又は教育場所からの情報は、当該の決定が若者及び両親又は保護者との協議及び対話の後になされるべきであるように、回収され得る。若者及び両親又は保護者は、コムーネ議会の決定を文書により通知され、若者は、他の関連した提供に関する指導が与えられる。

第4章 移動

第14条 コムーネ議会は、診断書又は若者の自身の移動能力についての他の専門家の意見に基づいて、移動ニーズの種類及び程度について決定する。

第15条 コムーネ議会は、状況に応じた最も適切な方法で、特別の移動ニーズを有する若者の移動の用意をする。若者が自身で移動の用意をすることを希望する場合は、コムーネ議会は、取り決め通りの毎月の金額でもってこれに貢献する。若者が、特別な補助器具の助けによって自身を移動することができる場合は、コムーネ議会は、これに対する費用を支払うことによって移動義務を果たすことができる。

第2項 若者は、問題の身体的又は精神的な体質が公的な移動手段の利用を許す範囲内で、また、公的な移動手段の利用が不合理に長い移動時間及び待ち時間を伴わない範囲内で、公的な移動手段を利用することを指示され得る。必要ならば、自宅、決まった負担軽減場所あるいは授業場所と最も近い公的な移動手段との間の移動が個別に用意されなければならない。コムーネ議会は、これに対する諸費用を支払う。

第3項 若者が移動において付き添いを必要とする場合は、コムーネ議会は、そのような配置を用意するとともに、これに対する費用を支払う。

第4項 自身を移動することができないことの原因となる一時的な病気の場合には、第1項から第3項までの規定が準用される。

第16条 自宅又は決まった負担軽減場所から授業場所までの距離があり、22キロメートル又はそれ以上の帰路がある特別の移動ニーズを有しない若者に対しては、移動払戻金が支払われる。公的な移動手段での移動に関しては、コムーネは、実際に支払われた諸費用を払い戻す。また、自身の移動手段での移動に関しては、コムーネ議会により定められたキロメートル当たりの払戻金を支払う。

第5章 能力報告書

第17条 STU の修了に際してコムーネ議会は、若者のために能力報告書の発行の準備をする。能力報告書の作成に際しては、この省令に添付2として転載されている、また、www.uvm.dk に掲載されている能力報告書の作成のための用紙が使用されなければならない。ただし、能力報告書は、若者の希望に基づいて飾り付けることができる個別に仕上げられた表題紙を付けて、発行することができる。

第2項 能力報告書を発行する前にコムーネ議会は、教育がどのように進化したかについての対話を行うために若者を招集する準備をする。当該対話の招集は、通常、最も遅くとも教育の終了が期待される1か月前までに行われなければならない。若者が希望する場合は、若者は当該対話において、両親又は保護者、あるいは若者が信頼する他の者により援助されることができる。

第18条 若者がSTUを中断する場合、あるいは、STUがコムーネ議会により中断される場合(第13条第3項参照)は、コムーネ議会は、部分的に成し遂げられた教育に対する能力報告書の発行の準備をする。第17条の規定が準用される。

第6章 不服申立て

第19条 コムーネ議会の決定は、他の行政庁に申立てることはできない(但し第2項参照)。

第2項 STUの提供についての、あるいは提供の拒否についてのコムーネ議会の決定は、若者により、特別教育不服審査会(国民学校に関する法律(lov om folkeskolen)の第51条a参照)に申立てられ得る。同様のことが、次のコムーネ議会の決定に対して適用される(STU法の第12条第2項参照)。

第1号 若者の制度対象者評価

第2号 STUの内容

第3号 STUからの休止を中止すること、又は継続することについての申請の拒否

第4号 STUの再開との関係における、年齢要件の適用免除についての申請の拒否

第5号 STUの中断

第7章 発効

第20条 この省令は、2016年7月1日に発効し、2016年7月1日以降に開始される教育期間に対して効力を持つ。

第2項 特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する2013年12月12日省令第1425号は、廃止される(但し、第3項参照)。

第3項 第2項で言及された省令は、2016年7月1日より前に開始されている教育期間に対して適用される。

添付1 教育計画：特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育
(省略)

添付2 STUの能力報告書
(省略)

(受理日2021年1月6日)